様式第４号（第 11 条関係）

第 D2611BU066 号

一般廃棄物処理業許可証

住　　所　東京都東久留米市八幡町一丁目５番 25 号
氏　　名　有限会社　山下商事
代表取締役　山下　雅章
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　042-473-3761

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の許可を受けた者であることを証する。

寄居町長　峯岸　克明

許可の年月日　令和　8 年　11 月　1 日
許可の有効期限　令和 10 年　10 月 31 日

記

営業所の所在地：群東京都東久留米市八幡町一丁目５番 25 号

一般廃棄物の種類

業の区分：運搬（荷卸しに限る。）

区分	取扱一般廃棄物の種類		取扱い	条件等
生活系ごみ	処理できないごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	—	(1)　荷卸しに係る取扱一般廃棄物の種類は、荷積み地の市町村等と寄居町において一般廃棄物処理計画の調和が図られ、かつ、一般廃棄物収集運搬計画書（添付様式 7-2）に記載されたものに限る。
		建築廃棄物（自己解体ごみ）	—	
		多量ごみ	—	
		在宅医療廃棄物	—	
		その他のごみ	—	
事業系ごみ	可燃ごみ	紙くず	—	
		木くず	—	
		繊維くず	—	
		動植物性残さ	—	
		その他のごみ	—	
	資源ごみ	紙くず	○	
		木くず	○	
		繊維くず	—	
		動植物性残さ	○	
		食品循環資源	—	
		動物のふん尿	—	
		動物の死体	—	
		焼却灰	—	
		ばいじん	—	
		汚泥	—	
		その他のごみ	—	
	医療廃棄物		—	

許可の区域
寄居町大字三ケ山 313 番地　オリックス資源循環㈱寄居工場への運搬（荷卸し）に係る区域
寄居町大字西ノ入 3050 番地 23　オリックス資源循環㈱寄居バイオガスプラントへの運搬（荷卸し）に係る区域

許可の条件
1　荷卸しに係る許可の区域への経路は以下のとおりとする。ただし、道路障害等で通行できない場合など、町が認めた場合はこの限りでない。
(1)　国道 254 号（小川方面）⇒町道 129 号線⇒許可の区域
(2)　国道 140 号⇒国道 254 号⇒町道 129 号線⇒許可の区域
(3)　花園ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ⇒県道菅谷寄居線（花園橋経由）⇒町道 131 号線⇒町道 130 号線⇒国道 254 号⇒町道 129 号線⇒許可の区域
2　荷卸しに係る深夜（22 時から 6 時まで）の大型車両での運搬はしないこと。
3　法律、条令等を遵守すること。

備考
許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 8 年 11 月 1 日	指令寄生環第 66 号	新規申請許可
	以下余白	

【法律、条例等の遵守】

⑴　一般廃棄物の収集及び運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で規定する一般廃棄物処理基準を遵守すること。

⑵　寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第１８条の規定に基づき、年１回、実績報告書（様式第９号）を４月２０日までに提出すること。

⑶　法第７条第１５項で定める帳簿を必ず備えること。

⑷　事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更申請書（様式第７号）を提出すること。

⑸　施行規則第９条、第１４条及び第１５条の規定により申請した書類に記載事項の変更が生じたときは、決められた期日内に届出様式第１号を用いて提出すること。

⑹　許可を受けている業を休止し、又は廃止したときは直ちに届出書（様式第８号）を提出すること。

⑺　法第７条の２第４項の規定による欠格要件に該当するに至ったときは、その日から２週間以内に届出様式第２号を提出すること。

⑻　その他、関係法令を遵守すること。